

いま 今の「楽しい」を守るため オンラインゲーム課金のトラブルを防ごう！

【相談事例1】 連休中に、友人宅に宿泊していた中学生の息子が、スマホゲームで25万円も課金をしていた。ペアレンタルコントロールをしていたがメールに気が付かなかった。課金時には私のIDが必要だが、なぜか息子は顔認証で決済できたと言っている。プラットフォームに返金の問い合わせをしたが「取消できない」と断られた。

【相談事例2】 子どものゲーム課金は、親である私がその都度クレジットカードの番号を入力して管理しているつもりだったが、子供が数カ月で50万円もの課金を繰り返していたことが判明。どうしたらいいか。



【アドバイス】

1、オンラインゲームをする場合のルールを保護者と話し合しましょう。

保護者に無断で課金をしても、必ず請求されます。ゲーム課金のしくみや金額、利用時間などのルールを決めましょう。

2、子どものアカウントを作成し、ペアレンタルコントロールで保護者が管理しましょう。

保護者のアカウントで子どものアカウントを管理することで、課金を制限することができます。また、保護者が決済完了メールを見て早期に気がつけば、高額な課金を防ぐことができます。



未成年者が保護者の同意なく契約を結んだ場合、取り消すことが出来ますが、オンラインゲームの場合、本当に未成年者が利用したかを証明することが難しく、返金されないケースもあるので注意しましょう。

「わからないことや困ったことがあれば、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう！」



困った時は消費生活センターへ、まずは電話でご相談ください。

消費者ホットライン ☎188(いやや) ※通話料は全て有料です。

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999

重要なお知らせ

令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口は消費生活相談員(職員)は常駐していません。窓口は閉まっています。

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。

ご相談は、まず北九州市立消費生活センター(戸畑)(861-0999)までお電話ください。事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口にご相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

